

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日を
翌日とす)

目 次

◇告 示 ひな白痢検査の実施

県営土地改良事業計画の決定

”

土地改良区の精算人の退任

土地改良区の役員の変更

土地改良区の定款の変更の認可

昭和四十二年度地籍調査事業計画

土地細目の公告

土地の用途廃止

◇公 告 昭和四十二年度クリーニング師試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百五十九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
 - 二 実施する区域 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
 - 四 実施の期日 別表のとおり
 - 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応
- 別表 ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
九月 四日	鳥取市	各種鶏場
五日	〃	〃
六日	〃	〃
七日	〃	〃
八日	〃	〃
九日	〃	〃
十日	〃	〃
十一日	鹿野町	〃
十二日	〃	〃
十三日	気高町	〃
十四日	〃	〃
十五日	鳥取市	〃
十六日	〃	〃
十八日	河原町	〃
十九日	船岡町	〃
二十日	鳥取市	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十一日	二十二日	二十三日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	〃	〃	〃
国府町	岩美町	鳥取市	〃	〃	智頭町	鳥取市	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第五百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十二年二月二十八日付けで鳥取市湖山町一、五八一番地山根幸一ほか十五名の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年八月二十九日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ると。

鳥取県告示第五百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十二年三月八日付けで東伯郡北条町大字国坂五〇六番地前田正守ほか十四名の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（ほ場整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年八月三十一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

大栄町役場、北条町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議あるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり日吉津土地改良区から清算人が退任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した清算人の氏名及び住所

理事	富田 常一	西伯郡日吉津村大字日吉津	四四二番地
"	沢村 寛一	"	三九九"
"	松本 種男	"	四四一"
"	佃 久四郎	"	四五四"
"	大谷 誠	"	四〇四"
"	清水 隣平	"	三九八"
"	中井 定利	"	三七二"
"	長谷 武	"	九〇五"
"	長谷川 和人	"	九一三"
"	岡島 明好	"	七五一"
"	橋井 章一	"	七二〇"
"	橋田 朋道	"	一五八一"

" 高井 唯之 " 一一〇四"

" 小山 善市 " 富吉一〇八三"

" 福間 健三 " 今吉 六〇"

昭和四十二年七月二十五日清算終了により退任

鳥取県告示第五百六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり下市駅南土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

理事 藤田 伊三郎 西伯郡中山町住吉
辞職により退任

鳥取県告示第五百六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を昭和四十二年八月二十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定に

より地籍調査に関する県の計画に基づく昭和四十二年度における事業計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

調査を行なう者の名称 調査地域 調査期 間 摘 要

気高町	下坂本の一部、二本木、重高	昭和四十二年八月二九日から昭和四十二年三月三十一日まで	換算面積〇・三平方キロメートル
名和町	倉谷、豊成、押平、茶畑	昭和四十二年八月二九日から昭和四十二年三月三十一日まで	換算面積四・六平方キロメートル
米子市	夜見町	昭和四十二年八月二九日から昭和四十二年三月三十一日まで	換算面積一・五平方キロメートル

鳥取県告示第五百六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条第一項の規定に基づき、建設大臣から土地細目の公告の申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

収用しようとする土地の所在、地番及び地目、

倉吉市巖城字樋之口七三四ノ七	畑
〃	〃
〃	七三五ノ二 宅地
〃	〃
〃	七三五ノ三
〃	〃

鳥取県告示第五百六十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年八月二十二日から用途廃止した。

昭和四十二年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積	用 途
東伯郡東伯町大字徳万字下新畑三六三番二地先から三六三番七地先まで	五五・七六 <small>平方メートル</small>	道路敷
〃 字東為信三五一番二地先から三六〇番四地先まで	三四・三五	水路敷
東伯郡羽合町大字田後字西屋敷八六一番地先	四〇・八五	提とう敷
鳥取市布勢字真崎西分二六九番地先	四三・九〇	道路敷
鳥取市高住字青島一〇八九番一地先から八〇六番一地先まで及び八〇五番一地先	一二三・〇九	〃

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和42年8月29日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時

(1) 学科試験

昭和42年9月27日(水)午前8時30分から午前11時30分まで

(2) 実地試験

昭和42年9月27日(水)午後1時から

2 試験の場所

(1) 学科試験

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁第2会議室(3階)

(2) 実地試験

鳥取市元町 明日屋クリーニング店

3 受験資格

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第56号)による中等学校の2年の課程を終った者

(4) 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による附属中学校及び附属

高等女学校の第2学年を修了した者

(5) 旧盲学校及聾啞学校令(大正12年勅令第575号)によるろうお学校の中等部第2学年を修了した者

(6) 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校尋常科の第2学年を修了した者

(7) 旧青年学校令(昭和14年勅令第254号)による普通科の課程を修了した者

(8) 内地以外ノ地域ニ於ケル学校ノ生徒、児童卒業者ノ他ノ学校へ入学及転学ニ関スル規定(昭和18年文部省令第65号)第1条から第5条まで、第5条及び第7条の規定により国民学校の高等科を卒業した者、中等学校の2年の課程を終った者又は(6)に掲げる者と同一の取扱いを受ける者

(9) 厚生大臣において国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の2年の課程を修了した者とおおむね同等の学力を有すると認められることができると認定した者

4 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書(別記様式による。)

イ 履歴書

ウ 写真(手札形で出願前6箇月以内に正面脱帽で撮影したもの)

とし、裏面に、氏名及び生年月日を記入すること。）

エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 提出先

ア 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

イ 鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取市東町1丁目-

220番地鳥取県厚生部衛生課

(3) 提出期間

昭和42年8月29日から昭和42年9月11日まで。ただし、郵送の場合
は9月11日の消印があるものまで有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願
書にはりつけ、消印をしないこと。ただし、鳥取県以外に住所を有す
る者は、鳥取県厚生部衛生課あて現金書留又は郵便為替で(1)に記載す
る金額を納入すること。

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験通知書を送付する。

(2) 受験者は実地試験用としてクイシヤツ1枚及びズボン1本を持参す
ること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

本籍

住所

氏名 年 月 日生 ㊟

クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験を受験したい
ので、関係書類を添えてお願いいたします。